

福島工業高等専門学校リスク管理室規則

(平成28年6月7日)

(規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校リスク管理規則（平成28年規則 号）第4条第2項の規定に基づき、福島工業高等専門学校リスク管理室（以下「リスク管理室」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リスク管理室は、福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生又は発生することが予測される次の各号に掲げる事象（以下「危機事象」という。）に迅速かつ的確に対処することを目的とする。

- (1) 教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生及び教職員の安全に係わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きな事象
- (5) 本校に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) 前各号と同等以上の重要な事象

(危機事象の具体例)

第3条 前条に規定する危機事象の主な具体例は、次の各号に掲げる事象とする。

- (1) 自然災害
- (2) 学生及び教職員の自殺，自殺未遂，安否不明
- (3) 事件，事故（前号の事象を除く。）
- (4) 感染症（食中毒等）
- (5) 学校施設の被害（失火等）
- (6) 情報セキュリティインシデント（情報漏洩，不正アクセス等）
- (7) その他，重大と思われる事象

(組織)

第4条 リスク管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 事務部長
- (4) 総務課長，学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

(室長)

第5条 リスク管理室に室長を置き，校長をもって充てる。

2 リスク管理室に副室長を置き，副校長（教務担当），副校長（学生担当）及び副校長（寮務担当）をもって充てる。

- 3 室長は、リスク管理室会議を招集し、その議長となる。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故等があるときは、副校長（教務担当）、副校長（学生担当）、副校長（寮務担当）の順にその職務を代行する。

（室員以外の出席）

第6条 室長は、必要があると認めた場合は、室員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（リスク管理室の業務）

第7条 リスク管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機事象への対処に関すること。
- (2) 危機管理に関する情報の収集分析及び周知に関すること。
- (3) 危機管理マニュアル等の策定及び周知に関すること。
- (4) 危機管理に関する教育、研修、訓練等に係る企画、立案及び実施に関すること。
- (5) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- (6) 緊急時の組織体制及び情報伝達方法の整備並びに周知に関すること。
- (7) 危機管理に関し、独立行政法人国立高等専門学校機構本部リスク管理対策本部と相互連携に関すること。

（危機事象に関する通報等）

第8条 本校における危機事象の通報窓口は、総務課長（学生に係る危機事象にあつては、学生課長）とする。

- 2 休日及び夜間の場合は、緊急連絡網による。

（対策本部の設置）

第9条 室長は、危機事象への対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事象に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部は、原則として他の規則による指定がない限り、リスク管理室が担うものとする。ただし、室長が必要と判断する場合は、別途設置することができるものとする。
- 3 学生及び教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

（秘密保持の義務）

第10条 本校の危機管理に関する業務に従事する教職員は、その業務に関し知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第11条 リスク管理室の事務は、総務課及び学生課において処理する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、リスク管理室の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年6月7日から施行する。
- 2 福島工業高等専門学校リスク管理要項（平成23年5月24日校長裁定）は、廃止する。